

令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務

仕様書

(適用)

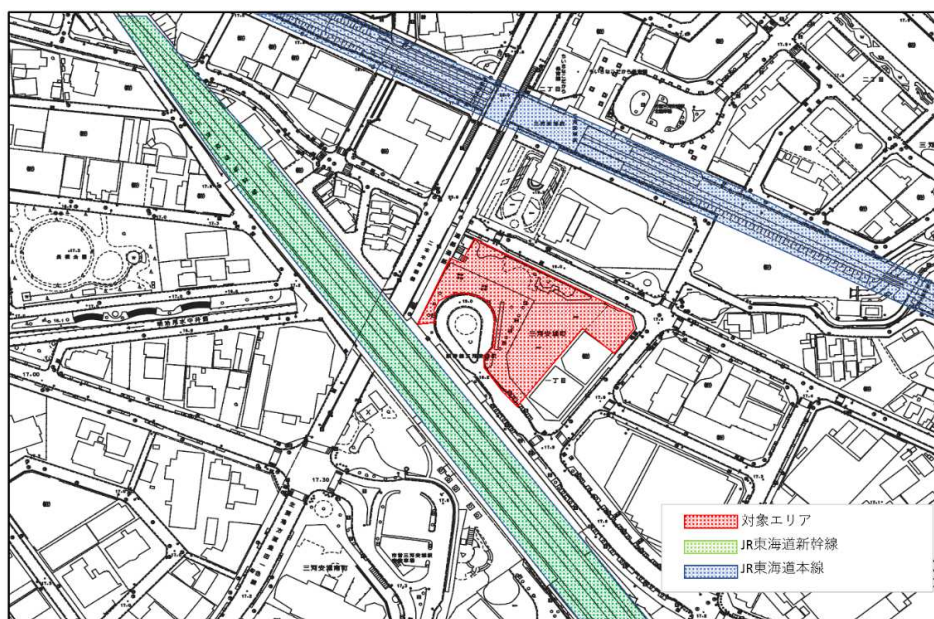
第1条 本特記仕様書は、安城市（以下「発注者」という）が行う令和6年度三河安城駅周辺広場整備実施設計業務（以下「業務」という）に適用する。
また、受注者は、愛知県建設局発行の測量及び設計業務等共通仕様書及び本特記仕様書並びに契約書、関係法令を遵守するものとする。

(目的)

第2条 三河安城駅周辺は昼夜問わず多くの居住者や就労者を抱えるまちとなっているが、まちなかに人々が交流するための機能や仕掛けを備えていないため、まちが十分につかわれている状況にない。賑わいや人々の活動を実感する機会は少なく、このまちの持つポテンシャルを發揮しきれていないという課題がある。このような課題を解決するため、安城市では、まちなかの公共空間を自由につかえるよう制度化した。その結果、まちをつかう活動が少しずつ広がり始めている。この活動が持続的かつ広域的に実施されるよう、令和4年度には「デザインコンペ in 三河安城」を開催し、三河安城駅周辺のデザインおよびつかいかたのアイデアを全国から募集した。令和5年度には、デザインコンペ in 三河安城の最優秀賞受賞者である studio Hatake の協力の受け「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト アクセラレーション業務」において地元の活動団体とワークショップを実施し、最優秀作品のアイデアをベースに活動者の意見を盛り込んだデザイン案を検討してきた。本業務では令和5年度に続き studio Hatake を景観意匠設計者とし、合わせてランドスケープの学識者によるデザイン監修を受けることで、意匠性の高い整備を目指した実施設計を行うことを目的とする。

(対象エリア)

第3条 JR 東海道新幹線と JR 東海道本線に挟まれた、三河安城駅の駅前が本業務の対象エリア。



(秘密の保持)

第3条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

また、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(公益確保の責務)

第4条 受注者は、業務を行うに当たって公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの内容に努めなければならない。

(提出書類)

第5条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 完了届
- (4) 納品書
- (5) 業務カルテ
- (6) その他発注者が必要とする書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第6条 受注者は、秩序正しい業務を行わせるとともに技術士（建設部門〔都市及び地方計画〕）又は RCCM（造園部門もしくは都市計画及び地方計画）の資格保有者であり、造園部門の業務に5年以上の実務経験を有する管理技術者及び照査技術者を配置しなければならない。なお、本業務に配置する管理技術者と照査技術者は職務を兼ねることができない。

2 管理技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行うものとする。

3 照査技術者は設計全般にわたり、設計方針の妥当性並びに各種計算書及び設計図の適切性及び整合性について照査を実施するものとする。

(デザイン監修)

第7条 受注者は、三河安城駅周辺広場整備の実実施設計にあたり、市がデザイン監修者として指定する名古屋市立大学大野暁彦准教授（ランドスケープデザイン学識者）の監修を受けること。受注者はデザイン監修者から指導を受け、デザインを完成させること。

- (1) デザイン監修者の職務

全体のデザインチェックおよび総合的なアドバイス（5回程度を想定）

- (2) デザイン監修の報酬について

受注者は、デザイン監修者に対して職務相当の金額を支払うこと。

(景観意匠設計)

第8条 受注者は、三河安城駅周辺広場整備の実実施設計にあたり、令和4年度に実施したデザインコンペ in 三河安城の最優秀賞受賞者 studio Hatake を景観意匠設計者とし、共同で設計を実施すること。

- (1) 景観意匠設計者の職務

原案に基づく景観意匠設計

(2) 景観意匠設計の業務配分について

景観意匠の設計を進める上での業務配分については、studio Hatake、受注者及び発注者の間で協議して定め、発注者の承認を得ること。なお、デザインの意向については、studio Hatake の意見を最大限尊重すること。

(3) 景観意匠設計の報酬について

受注者は、景観意匠設計者に対して職務相当の金額を支払うこと。

(4) 成果品について

最終的なデザインのとりまとめについては、受注者の責任において実施すること。

(成果物の審査)

第9条 受注者は、業務完了時に発注者の成果物審査を受けなければならない。

2 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

3 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合は、直ちに訂正しなければならない。

(部分提出)

第10条 発注者は業務途中において、発注者と受注者の協議確認したうえで部分出来形成果の提出を求めることができ、かつ使用することができるものとする。

(引渡し)

第11条 受注者は、成果物の審査に合格後、本仕様書に指定された納入成果物を納品し、発注者の検査合格をもって業務の引渡しとする。

(疑義)

第12条 受注者が、本業務を行うにあたり、疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(資料の収集及び調査)

第13条 業務上必要な資料等については、関係官公署、企業、支障物件（電柱、架空線、占用物件の確認）等において収集及び調査しなければならない。

2 受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議をうけたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

3 本業務に必要な証明及び申請は、受注者が行うものとする。

(打合せ)

第14条 業務の実施にあたって、受注者は発注者と緻密な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。

2 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

3 第1回の打合せ及び成果物納入時には、管理技術者が立会うものとする。

(業務計画)

第15条 業務の目的及び主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書の作成を行い、発注者に提出するものとする。

(業務内容：撤去設計)

第16条 三河安城駅周辺広場の整備計画において、設計対象地に存置されている工作物等の撤去に関する設計を実施する。

(1) 既存施設の現況把握

既存施設の劣化状況把握と評価、ならびに現況図を整理する。過去の図面がない場合、個別に計測し想定図の作成をする。

(2) 撤去等方針の設定

撤去・移設・補修活用などの方針設定、撤去物の分類、処分場の把握などのとりまとめを行う。

(3) 撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図・想定図・根拠図等を作成する。

(4) 撤去等数量計算

通常の数量計算に加えて、素材分類毎の搬出量、運搬距離等を算出する。

(業務内容：駅周辺広場整備実施設計)

第17条 駅周辺広場 (A = 0.50ha) の安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性、経済性などの面を考慮し、工事内容が十分把握できるよう設計図書を作成する。工事内容については、地元関係者等のワークショップおよび行政が必要とする機能を考慮して決定する。

(1) 原案に基づく景観意匠設計

既存のデザイン案を基に、ワークショップで得られた意見および発注者との協議結果を踏まえ、基本となる全体のイメージパースを作成する。なお、過去数回のワークショップ開催により既存のデザイン案を作成していることから、デザインの骨格は大きく変更しないことを想定している。

(2) 与条件の確認及び調査

設計基準や法規制、造成・排水のほか、給水、電気などの供給処理に係る条件や土質・土壌条件等、実施設計に向けて必要となる与条件の調査確認を行う。

(3) 実施設計の検討

発注者との協議結果に基づき、その条件の確認及び照査により、安全性・機能性・施工性・経済性の観点から造成、園路・広場、排水、施設、植栽等について詳細検討を行い、施工位置、形状寸法、材質、構造、施工方法等を設定する。

(4) 実施設計図の作成

実施設計の検討結果に基づき、工事発注に必要な各種設計図を作成する。

設計図は以下の内容を作成する。

各種平面図 (計画平面、割付、造成、撤去、施設、設備、植栽等)、各種構造図 (園路、広場、排水、給水、電気、撤去、サービス施設、管理施設等)、各種横断図 (土工、標準断面図等)

(5) 数量計算

実施設計図に基づき、新土木積算基準に示される工種ごとに、面積・延長数量、材料数量等を算出する。

(6) 工事費・維持管理費の算出

上記数量計算に基づき、公表歩掛をもとに工事費・維持管理費を算出する。工事内容および維持管理項目については、発注者との協議の中で決定する。なお、公表歩掛等で算出ができない特殊な施設、製品等については、原則県内の3者以上の見積を徴収することとする。

(7) 仕様書作成及び工期の算出

設計の意図や施工手順を明確にするため、各工種において仕様を作成し、工期を算出する。

(8) 設計説明書等の作成

設計基準を始め、諸施設の材料・規模等の選定根拠、構造計算や排水計算、電圧降下計算、照明灯の照度計算などの各種計算書等の実施設計の内容について設計説明書としてとりまとめる。

(9) 照査

基礎情報、敷地情報の把握と設計計画の適正及び設計成果品のほか、設計方針や重要事項について、適正確認や妥当性の照査を行う。

(10) 報告書の作成

設計過程及び本業務の設計内容について、報告書にまとめる。

(11) その他注意事項

設計基準等：設計にあたっては、準拠すべき図書に基づき設計業務を行う。

設計の資料：設計の計算根拠、資料等は明確にし、整理して提出する。

参考文献の明記：業務に文献、その他資料を引用した場合は、文献及び資料名を明記する。

(業務内容：ワークショップの開催)

第18条 整備計画の作成に際して、地元関係者等の参加を得て検討し、合意形成を図る。ワークショップに必要となる資料作成及び運営を行う。ワークショップは2回程度開催するものとする。

(1) 資料作成

発注者から貸与資料、計画業務等の資料を基に、当日のプレゼン用資料（パワーポイント等）や参加者への配布資料等を作成する。

(2) 実施・運営

ワークショップ当日の資料説明、ファシリテーター（全体及び各グループ）、実施補助（記録等）を行う。

(3) 実施記録まとめ

ワークショップ開催後、当日の検討結果や意見、及び開催の様子等を整理する。また、これらの結果から運営に係る課題を整理する。

(4) 開催打合せ

ワークショップ開催のための打合せを行う。

開催前：ワークショップの内容や運営方針など

開催後：結果の報告（議事録や写真等）と次回に向けた方針検討

(業務内容：イメージパースの作成)

第19条 決定した整備計画に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥観図を作成する。仕上げ図はA3サイズ、カラー1枚とし、下記に示す段階において作成する。また、イメージパースを作成するにあたって、デザインの意図をとりまとめること。

(1) 「令和5年度三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト アクセラレーション業務」において検討したイメージパースをベースに、ワークショップにより得られた意見および発注者との協議結果の上とりまとめ、基本となるイメージパースを作成する。

(2) 基本となるイメージを基に、各協議により出された意見を盛り込んだ詳細なイメージパースを

作成する。

(業務内容：検討用模型の作成)

第20条 整備案の検討にあたり、打ち合わせに利用するための検討用模型を作成する。検討用模型は景観意匠設計の中で作成すること。模型のスケールやサイズについては担当者と協議により決定する。

(業務内容：建築確認申請)

第21条 屋根等の建築物の設計において、建築確認申請書類の作成をすること。申請に要する費用については、受注者の負担によるものとする。

(測量)

第22条 駅周辺広場(A=0.50ha)の範囲における測量及び調査を行い、現況把握をする。

(1) 現地測量 N=1式 (S=1/250)

測量の範囲は、設計業務の目的と整合を計り、踏査において問題点が生じた場合には、発注者の指示を受けるものとする。

(2) 路線測量(縦断及び横断) L=0.1km

測量の範囲は、設計業務内を等間隔メッシュ点及び排水側溝等の位置関係を観測する。

(成果物)

第23条 納入成果物は、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 報告書 | 1式(A4版) |
| (2) 概要版報告書 | 1部(A3カラー) |
| (3) 設計図(製本) | 1部(縮小版A3) |
| (4) イメージパース | 1部(A3カラー) |
| (5) 数量計算書 | 1部(報告書内) |
| (6) 工事費算出書 | 1部(報告書内) |
| (7) 維持管理費算出書 | 1部(報告書内) |
| (8) 仕様書及び工期算定 | 1部(報告書内) |
| (9) 設計説明書 | 1部(報告書内) |
| (10) 設計協議記録簿 | 1部(報告書内) |
| (11) 照査報告書 | 1部(報告書内) |
| (12) その他発注者が必要とする資料 | 1式 |
| (13) 上記電子データ(CD-R) | 1式 |

「CAD製図基準 [平成29年3月]」を参考とし監督員と協議のうえ作成しなければならない。

(14) 見積書(原則県内業者3者以上) 原本1式

(スケジュール)

第24条

本業務における全体スケジュールは下記の工程表を想定している。

項目	令和6年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現地踏査・測量	←→									
デザイン設計 イメージパース作成	←→									
概算整備費用算出(☆)	←→									
実施設計の検討		←→								
実施設計図作成						←→	←→			
イメージパース作成(完成版)							←→			
構造図・数量計算書作成等							←→			
整備費用算出(精度レベルに応じて)(☆)				←→				←→		
照査								←→		
報告書作成									←→	

※このスケジュールはあくまで想定のものであるが、(☆)の内容については表記の期間で実施すること

(納入方法)

第25条 成果品の提出図書は、A4ファイルに収納して提出する。なお、納品先は、安城市都市整備部都市計画課とする。

(環境への配慮)

第26条 別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

(参考図書)

第27条 本業務は下記に掲げる最新の図書を参考にして行うものとする。

- (1) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(国土交通省)
- (2) 都市公園技術標準解説書(日本公園緑地協会)
- (3) その他業務に必要とされる図書

(その他)

第28条 発注者及び受注者は、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税相当額に変動が生じた場合は、契約金額に相当額を加減した変更契約を締結するものとする。

別 表

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設への搬入 ・再生建設資材の使用 ・伐採木・剪定枝のリサイクル ・間伐材の活用 <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場内利用・工事間利用 ・リサイクル施設への搬入 ・改良土の利用 <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機械及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進 ・二次製品の使用 <p>(4) 長野県下伊那郡根羽村産材その他自治体間交流を行っている地域産材利用の配慮</p> <p>(5) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多自然型川づくり ・地域生態系に配慮した樹種選定 <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化・壁面緑化 ・敷地の緑化 ・道路の緑化 <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透柵 <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー施設整備 ・有害物質削減 ・低騒音舗装 <p>(7) 景観形成の推進</p>

設計業務における電子納品に関する特記仕様

(電子納品の定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

(成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体（CD-R）に記録し1部提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

(その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。